

★ 広島県税規則等の一部を改正する規則（規則第二十二号）（税務課）

一 改正の要旨

- 1 地方税法の一部が改正されたことに伴い、個人の県民税、自動車取得税及び軽油引取税に関する規定を改正し、その他必要な規定の整理を行った。
- 2 地方機関の再編に伴い、必要な規定及び様式の整理を行った。
- 3 その他必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成二十一年四月一日